

新宿区自治基本条例区民検討会議 開催概要

第22回 平成21年 7月16日開催 午後7時から午後8時50分 議会大会議室

出席委員 別紙のとおり

学識経験者 牛山氏

検討連絡会議委員 なし

事務局等 寺尾、徳永、佐藤、岸川、林、山岸、三浦

傍聴者 0名

配布資料 ・第21回運営会次第

・第22回ワークショップの進め方

・盛り込みたい事項【各班記入シート】：2.区民(区民)の権利と責務

・平成21年度下半期 区民検討会議開催日程(予定)

・第21回区民検討会議開催概要

1 運営会からの報告

第15回検討連絡会議の報告について、以下のことが補足された。【報告】

- ・ 条例のイメージについて区民・議会・行政の三者で共有する必要があり、区民検討会議検討項目案の「11 外国人～15 教育」までの各項目について、今後区民検討会議でどのように整理していくのか、その方向性を検討してもらいたいとの指摘が座長からあった。
- ・ 検討連絡会議における合意事項など必要な検討経過について議事録に残していくよう、座長から事務局に指示があった。

上記、区民検討会議検討項目案「11 外国人～15 教育」までの各項目についての整理の方向性については、今後運営会で案を検討し、区民検討会議に諮ることとなった。【報告】

第22回区民検討会議の進め方については、引き続き『2.住民(区民)の権利と責務』を検討テーマとしてワークショップを行い、ワークショップで各班の検討結果を取りまとめることが改めて確認された。【報告】

意見質問提案カードのなかで区民検討会議委員から「外国人と地元との事例に関して情報提供をしてほしい」という依頼があり、事務局が外国人に関する調査資料を提示することとなった。【報告】

「平成19年度新宿区多文化共生実態調査(概要版)」が各委員に配付された。

2 『住民(区民)の権利と責務』について(ワークショップ)

ファシリテーターより、ワークショップの進め方について以下の説明があった。

- ・ 『2.住民(区民)の権利と責務』に盛り込みたい事項について、前回会議のワークショップで班のメンバーから出された意見を各班で合意形成し、班の意見としてまとめる。
- ・ 各班で話し合われた内容についてグループ発表を行う。グループ発表では、「見出し」、「主体」、「盛り込みたい内容」について、なぜその結果になったのかを補足しながら発表を行う。
- ・ 次回の第23回区民検討会議では、各班の意見をもとにして作成した運営会案をたたき台として全体討議を行い、区民検討会議案を作成する。

説明の詳細については別紙のとおり。

『2.住民(区民)の権利と責務』に盛り込みたい事項について、班の意見をまとめるワークショップを行

った。

ワークショップで整理された各班の意見については別紙のとおり。

3 グループ発表及び牛山教授コメント

ワークショップで整理された各班の意見についてグループ発表を行った。

グループ発表の内容については別紙のとおり。

ワークショップ及びグループ発表について、牛山教授よりコメントがあった。

コメントの内容については別紙のとおり。

4 事務局からの連絡

9月の開催日程について、9月7日(月)の開催を9月2日(水)に変更することとなった。【決定】

平成21年下半期の開催日程について、引き続き毎月第一月曜日と第三木曜日に開催することを原則とする。ただし、11月については第一月曜日と第二木曜日に開催する。また、1月4日については開催しないが、進行状況を踏まえ別の日程で臨時開催する可能性がある。【決定】

開催日程と開催会場は以下のとおり。

10月5日(会場:研修室A)、 10月15日(会場:研修室A)、

11月2日(会場:研修室B)、 11月12日(会場:研修室B)、

12月7日(会場:研修室B)、 12月17日(会場:研修室B)、

1月21日(会場:研修室B)、

2月1日(会場:研修室B)、 2月18日(会場:研修室A)、

3月1日(会場:研修室A)、 3月18日(会場:研修室A)

なお、上記の会場については、従来の「職員研修室」との名称が「人材育成センター研修室B」に変更されているので注意願いたい。また、新たに第一分庁舎6階に「人材育成センター研修室A」が開設されているので、そこでの開催も組まれている。【報告】

以上

第22回 委員出席簿 凡例: 出席、× 欠席

番号	氏名	フリガナ	22回 会議
1	高野 健	タカノ ケン	
2	津吹 一晴	ツブキ カズハル	×
3	黒川 孔晴	クロカワ ヨシハル	×
4	野尻 信江	ノジリ ノブエ	
5	富井 敏弘	トミイ トシヒロ	
6	古澤 謙次	フルサワ ケンジ	×
7	和田 博文	ワダ ヒロブミ	
8	平岡 徹	ヒラオカ トオル	
9	安田 明雄	ヤスダ アキオ	
10	城 克	ジョウ マサル	×
11	斉藤 博	サイトウ ヒロシ	
12	森山 富夫	モリヤマ トミオ	
13	吉川 信一	ヨシカワ シンイチ	
14	樋口 蓉子	ヒグチ ヨウコ	
15	来栖 幹雄	クルス ミキオ	×
16	山下 馨	ヤマシタ カオル	
17	徳永 久子	トクナガ ヒサコ	
18	小林 辰男	コバヤシ タツオ	
19	竹内 妙子	タケウチ タエコ	
20	水谷 元啓	ミズタニ ユキヒロ	×
21	喜治 賢次	キジ ケンジ	×
22	犬竹 紀弘	イヌタケ トシヒロ	
23	河村 寛二	カワムラ カンジ	
24	大友 敏郎	オオトモ トシロウ	×
25	田中 尚典	タナカ ナオノリ	
26	渡辺 翠	ワタナベ ミドリ	×
27	井上 愛美	イノウエ アイミ	
28	植木 康雄	ウエキ ヤスオ	×
29	今井 茂子	イマイ シゲコ	
30	中村 国敬	ナカムラ クニヒロ	
31	土屋 慶子	ツチヤ ケイコ	
32	三木 由希子	ミキ ユキコ	
参加者			22

ワークショップの進め方説明

ファシリテーターでは、資料2をご覧ください。本日の目的ですが、前回に引き続きグループワークをします。今回で「2 住民(区民)の権利と責務」の盛り込みたい事項について班としての案をまとめます。今回は、班のメンバーから出された意見を各班の中で合意形成し、A3の用紙に班の意見として盛り込みたい事項を記入します。今回のワークショップの到達点は、A3の用紙に班で合意した見出しと盛り込みたい事項を記入し、班の意見として提出していただくことです。今日は、A3の用紙を完成させることが目標です。

続いて、今後の検討予定ですが、次回(第23回)は、各班から提出された資料3(A3サイズ)「盛り込みたい事項[各班記入シート]」をもとにして作成した運営会案をたたき台として、全体討議を行い、区民検討会議案を作成していきたいと考えています。各班の運営委員の方は、運営会案を検討するときに班での意見を説明できるようにしておいてください。

ワークショップの進行方法ですが、盛り込みたい事項[各班記入シート]を使って、班ごとに整理します。

第22回のワークショップで使うツールと資料は、模造紙で、前回、第21回で各班が意見の整理に使用したものが各班のテーブルにあります。今日配布した資料3(A4サイズ)「盛り込みたい事項[各班記入シート] 2.住民(区民)の権利と責務」に、班での検討の結果を記入し、各自の手持ち資料とします。こちらは、本日持ち帰っても構いません。資料3(A3サイズ)は、班で合意した盛り込みたい事項を記入します。今回の会議が終わった時点で提出します。運営会で案を作成する際、及び次回の全体討議で検討する際の資料とします。

グループワークについては、前回までの作業の確認となりますが、模造紙には、前回整理(グルーピング)したポストイットが貼ってあります。「主体が誰なのか」、「権利なのか、責務なのか」などについて班で合意をし、グルーピングしながら見出しをつけることまでが前回のワークでした。主体についての前回の資料から抜粋してきましたので、もう一度確認して下さい。主体について考えるときに、区民としたときは、条例の基本的な考え方の「用語の定義」で定義した区民と異なる場合は、具体的に対象となる範囲についても記入してください。例えば、区民(活動する団体は除く)などです。主体を住民としたときは、地方自治法上で定める「住所を有する自然人と法人」でよいのか確認して下さい。今回の作業は、班でまとめた盛り込みたい事項を資料3の(A3サイズ)の盛り込みたい事項[各班記入シート]に記入してください。このとき、前回決めた書記の方は、その主体は誰なのかなど、記入事項について班での合意したことを確認しながら記入してください。

20時15分になりましたら、グループ発表を始めます。班ごとに話し合った内容を発表します。発表の内容は、以下の順番で、なぜその結果になったのかについて、補足の説明も入れてください。A3の一番左の枠 見出しは、権利なのか責務(役割、義務)なのか、主体は、住民、区民をどのように、どのような視点から捉えたのか 盛り込みたい内容は、合意に至るまでに問題となった事項などを発表して下さい。

(グループワーク開始)

グループ発表

林ファシリテーター では、3班から発表をお願いします。

3班発表 3班では、単純に権利と責務の2項目に分けられないということになった。

住民投票:住民は:住民投票の権利を有する
情報共有:区民は:区政運営、行政、議会の情報を知る権利がある
区民の権利:区民は:自発的にまちづくりを行う権利を有する
区民の権利:区民は:自ら、地域の課題に取り組み解決する権利を有する
人権の尊重:全ての区民は:人権を尊重される権利を有する
参画の権利:区民は:行政運営に参画する権利を有する
行政・議会の監視:区民は:行政、議会を監視し、異議を述べる権利を有する
行政サービスを受ける権利:住民は:行政サービスを受ける権利を有する
安全な暮らしをする権利:区民は:安全な暮らしをする権利を有する
良好な環境で暮らす権利:区民は:良好な環境で暮らす権利を有する
協働の権利:区民は:区政、参画し協働する権利を有する。また同時に責務を有する。
人権の尊重:区民は:互いに人権を尊重しなければならない責務を有する
ルール:区民は:出自(出どころ、生まれ)に関わらず、地域社会のルールを守る責務を有する
住環境を守る:区民:区民は良好な住環境を守り、創る為に、互いを尊重し協調を図る責務を有する
納税:住民は:納税の責務を有する

以上です。また、単純に権利と責務の2項目には分けられない。権利の裏には必ず責務があるということでもとまった。

ファシリテーター ありがとうございました。では、4班お願いします。

4班発表 権利と義務について、権利と責務について話があった。責務と義務について、話し合い、責務という言葉を使うことになった。住民と区民については、住民は権利や義務を主張するときに、住民は、かなり狭い意味なので、全体的に大きな意味で考える時は、区民とした。

区民の権利:区民は:基本的人権を侵されることがない権利を有する
" :区民は:等しく公共サービスを受け、差別を受けない権利を有する
" :区民は:区政の主体であり、公共サービスを受ける権利を有する
" :区民は:安心して暮らし環境等安全に生活できる権利を有する
" :区民は:行政の運営をウォッチし、問題提起する権利を有する

” :区民は:知る権利(情報公開を受ける権利)がある
” :区民は:区の財政に提言する権利を有する
” :区民は:教育を受ける権利を有する
” :区民は:学ぶ権利(生涯学習)
” :区民は:子どもの権利を尊重し、健やかに育つ環境を整備する責務がある
区民の責務:区民は:区政に参画し、区民の人権を尊重できるような地域社会を目指す
責務がある

住民投票をする権利を入れるという意見があったが、『住民投票(住民の合意形成)』があるので、この意見は『住民投票』で検討することにした。

区民の責務:区民は:各条例に従う責務がある
” :区民は:税を納める義務がある
” :区民は:ルールを守る責務がある
” :近隣と仲良く暮らせる努力をする責務がある
” :全ての区民は:言動に対して責任を負う責務がある
” :区民は:本条例を尊重する責務を有する
区民の権利:区民は:自治権を保障される権利を有する

委員 4班の補足です。冒頭に説明したが、4班では、住民と区民を区別せず、区民として、一括りにした。今後、具体的に住民の権利を掘り出していこうということになり、今回は区民で統一した。

ファシリテーター 3班からも、補足説明があります。

委員 我々も、住民と区民の問題があった。同じ区民の中にも、区民同士の中、例えば事業者や法人との間で、利害対立がありうるのであろうが、根っこは住民自治であり、住民は根っこである。

改めて議論するかどうかは、全体の流れによるだろう。

ファシリテーター 先程の3班の発表の中での、住民と区民をかなり分けていましたが、それについてということですね。では、1班お願いします。

1班発表 1班では、3つの項目に分けた。1つは、区民の権利。また、義務はきついので、責務と役割に分けた。

区民の権利:区民は:議会・行政が保有する情報を知る権利がある
” :区民は:行政サービスを受ける権利がある
” :住民は:安心して子育てができ、平等に教育を受け、安心して老後を過ごす

す権利がある

〃 : 区政の主権者である区民は: 議会・行政と対等であるため、政策形成等に
参加する権利がある。

〃 : 住民(町会・町内会・自治会及び地区協議会)が: まちづくりと区政への参
加する権利があるとともに、議会に対し提案する権利がある

〃 : 区民は: 公平に働く権利がある

〃 : 区民は(在留資格を有さない)は: 自らの主張、一切の権利はない

区民の責務: 区民は: 一人一人がルール(生活ルール、慣習等)を守る

〃 : 区民は: 条例を遵守する責務がある

〃 : 区民は: 順法とともに日本の慣習と伝統文化を守る責務がある
(区民の権利を受けて)

〃 : 区民は: 公序良俗に反しない

区民の役割: 区民は: 公共サービスを担うことと、コミュニティの形成に参加する役割があ
る

〃 : 区民は: 自主的に地域活動に参加する役割がある

あまりきつく「～するべきだ」とするのではなく、役割的にやってはどうかという風に考えた。

ファシリテーター 1班は、全て「区民」ということによろしいですか。

委員 “住民”が権利の中に、2つあります。

ファシリテーター わかりました。では、2班お願いします。

2 班発表 私は「区民」と「住民」は違うのではないかと考えている。中身は、必ずしも班の中で、全
て合意できたものであるとは考えていない。

まず中身ですが、「区民の権利」「住民の権利」、また、「権利」の中にも「住民・区民」の
両方にかかるものと3種類ある。

権利: 区民は: 個人情報等特別なものを除き、全ての情報を共有できる

: 区民は: 生命身体財産に係り、安全と安心の生活が保障される

: 区民は: 伝統ある文化等の保全と継承を求める

: 区民は: 行政全般のサービスを受ける

続いて住民の権利は3点ある。

権利: 住民: 区政の総合計画等重要な策定に参画する

: 住民: 議会及び議員の活動に係り、報告改善等を求める

: 住民: 住民の苦情を求める

3つめは区民と住民の両方が主体になることです。

権利：区民・住民：区政全般に参画する

責務も1つでした。

責務：区民：環境の保全と創出する責務を負う

ファシリテーター ありがとうございました。2班は、発表された部分は合意されたということで良いのですか。

委員 合意されてない部分もあるので、ペンディングの箇所もあります。

ファシリテーター 合意できた部分は、“合意”と書いて下さい。合意できなかった部分は、その旨を書いて下さい。

委員 時間が無かったのですが

ファシリテーター では、時間切れと書いて下さい。では、牛山教授のコメントを頂きたいと思いません。

牛山教授コメント

牛山教授 今日は権利と責務と義務等や、区民と住民の区別等について、総合的にご議論頂きました。時間の関係で、個別には、コメントしませんが、かなり細かく踏み込んでいる内容を議論された班がある一方で、かなり大枠で議論された班が同時に出てきている印象を受けました。本日出された意見を運営会等で整理していき、細かい部分と大枠の部分や、重要な整理となる区民と住民の違いについて、議論の道筋を整理して頂きます。そして、整理されたものを全体会で議論し、この条例における、区民もしくは住民、権利や責務もしくは義務について整理していただきたいと思います。まだ、議論が不足している部分もあるようなので、そこは残しておいてもよいし、またさまざま条文に関連して議論が出てくることもあるので、その都度振り返って議論していけばよいでしょう。次回は、運営会が整理したものについて、いよいよ、全体で議論し合意をとっていくことになるでしょう。

様々な視点や考え方から多角的にご検討を頂いているようですし、みなさんのご議論は地方自治の現状や住民生活の現状を踏まえて、踏み込んだ議論がされていて素晴らしいと思っています。是非、この後も、みなさんの合意を形成し、まとめていくという点に留意してご検討頂ければと思います。

ファシリテーター ありがとうございます。みなさんの検討が早く終わりましたので、先に事務連絡をして、その後に、さらに検討する班があれば9時までに行ってください。